

統計・資料

- (1) 教員養成サポートセンターの利用状況
- (2) 教職課程履修者数・在籍者総数
- (3) 教育実習者数
- (4) 一括申請による教員免許状取得状況
- (5) 教員就職者数
- (6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程
- (7) 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規程
- (8) 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則
- (9) 教職課程委員会規則
- (10) 教職支援対策委員会規則
- (11) 盛岡大学教職課程履修要領
- (12) 盛岡大学短期大学部教職課程履修要領

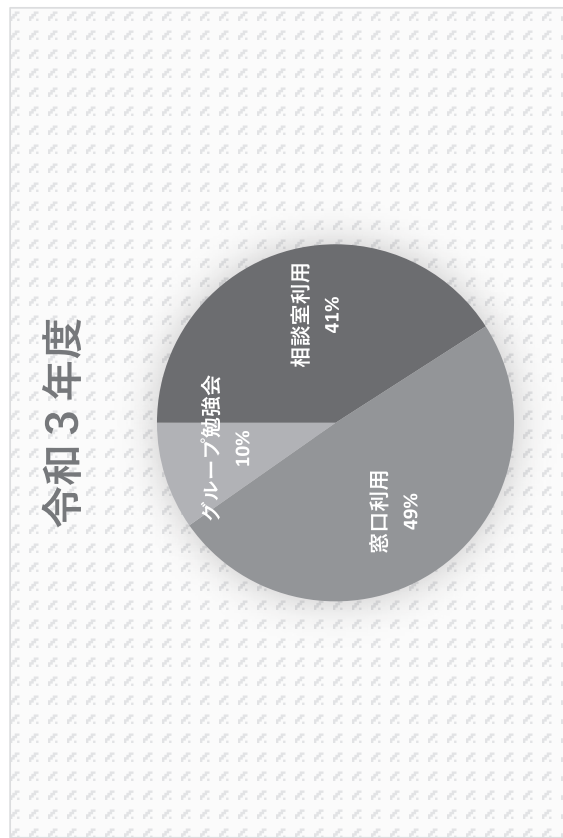
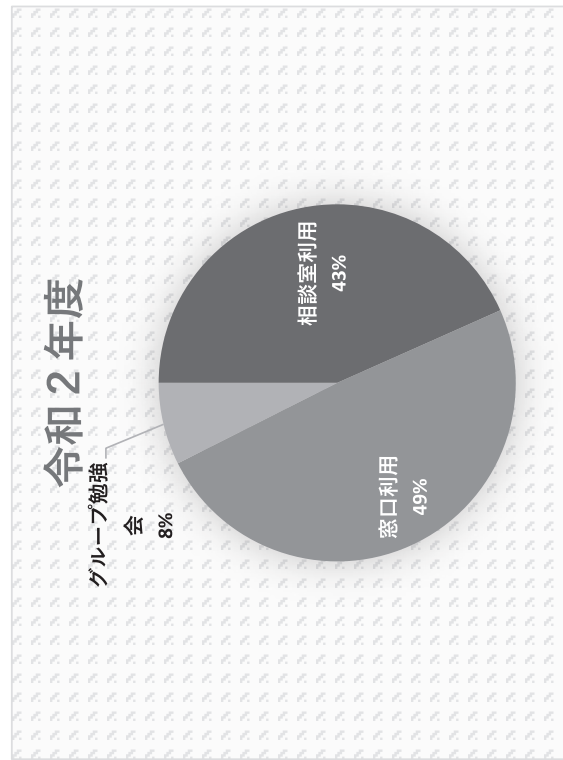
(1) 教員養成サポーターセンターの利用状況

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談室利用	129	169	340	407	498	315	419	286	263	241	230	272	3569
窓口利用	140	13	139	517	400	361	700	531	350	322	276	304	4053
グループ勉強会	0	25	253	121	129	85			0				613

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談室利用	463	381	358	349	476	246	319	336	298	201	134		3561
窓口利用	526	428	380	456	384	242	540	480	337	360	116		4249
グループ勉強会	93	177	215	144	128	58			0				815



(2) 教職課程履修者数・在籍者総数

令和2年度教職課程履修者数・在籍者数

令和2年5月1日現在

学部	学科	教職課程履修者数				合計	在籍者数				合計
		1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	4年	
文学部	英語文化学科	38	29	12	13	92	71	59	76	78	284
	日本文学科	20	29	21	13	83	75	71	83	80	309
	社会文化学科	20	31	14	9	74	66	85	81	77	309
	児童教育学科	152	134	139 ※	146	571	155	134	153	156	598
栄養科学部	栄養科学科	26	6	7	2	41	71	81	74	64	290
	合計	256	229	193	183	861	438	430	467	455	1790
短期大学部	幼児教育科	99	102	-	-	201	99	105	-	-	204
	総計	355	331	193	183	1062	537	535	467	455	1994

※科目等履修生1名含む

令和3年度教職課程履修者数・在籍者数

令和3年5月1日現在

学部	学科	教職課程履修者数				合計	在籍者数				合計
		1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	4年	
文学部	英語文化学科	24	32	21	13	90	54	68	57	78	257
	日本文学科	27	18	22	23	90	72	74	73	90	309
	社会文化学科	12	17	24	15	68	73	66	85	87	311
	児童教育学科	71	148	128	141	488	128	153	139	157	577
栄養科学部	栄養科学科	16	21	3	8	48	84	69	82	79	314
	合計	150	236	198	200	784	411	430	436	491	1768
短期大学部	幼児教育科	82	95	-	-	177	82	95	-	-	177
	合計	232	331	198	200	961	493	525	436	491	1945

(3) 教育実習者数

令和2年度教育実習者数

学部学科	幼稚園		小学校		中学校・高等学校								合計		
	一 種	二 種	一 種	二 種	英語		国語		社会		書道	地理歴史		公民	
					一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種					
教科															
英語文化学科				1		12									13
日本文学科							18					2			20
社会文化学科									11				1		13
児童教育学科	63		104					15			4				204
栄養科学科															8
合計	63	0	104	1	8	12	18	15	11	4	2	1	1	258	
短期大学部															101
幼児教育科		101													
総計	63	101	104	1	8	12	18	15	11	4	2	1	1	359	

令和3年度教育実習者数

学部学科	教科	幼稚園		小学校		中学校・高等学校								合計			
		一 種	二 種	一 種	二 種	栄 養 教 諭	英語		国語		社会		書 道		地 理 歴 史	公 民	
							一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種					一 種
文学部	英語文化学科						14										14
	日本文学科				2			15									17
	社会文化学科										8			1		2	11
	児童教育学科	73								3							192
栄養科学部										2						2	
合計		73	0	88	2	2	14	25	15	3	8	3	0	1	2		236
短期大学部	幼児教育科		91														91
		73	91	88	2	2	14	25	15	3	8	3	0	1	2		327
総計																	

(4) 一括申請による教員免許状取得状況

一括申請による教員免許状取得状況(令和2年度)

種類	教科	文学部				栄養科学部	短期大学部	合計
		英語文化学科	日本文学科	社会文化学科	児童教育学科	栄養科学科	幼児教育科	
幼稚園	一種				71			71
	二種						101	101
小学校	一種				111			111
	二種	1						1
高校	一種	英語	6					6
		国語		11				11
		書道		2				2
		地歴			7			7
		公民			7			7
中学校	一種	英語	4					4
		国語		9				9
		社会			8			8
	二種	英語				18		18
		国語				15		15
		社会				4		4
栄養教諭	一種					1		1
	二種							0
合計		11	22	22	219	1	101	376

一括申請による教員免許状取得状況（令和3年度）

種類	教科	文学部				栄養科学部	短期大学部	合計
		英語文化学科	日本文学科	社会文化学科	児童教育学科	栄養科学科	幼児教育科	
幼稚園	一種				79			79
	二種						91	91
小学校	一種				94			94
	二種		2					2
高校	一種	英語	12					12
		国語		16				16
		書道		7				7
		地歴			13			13
		公民			12			12
中学校	一種	英語	13					13
		国語		13				13
		社会			13			13
	二種	英語				25		25
		国語				3		3
		社会				3		3
栄養教諭	一種					7		7
	二種					1		1
合計		25	38	38	204	8	91	404

(5) 教員就職者数

○令和2年3月卒業生 教員就職状況

2020/5/1現在

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	栄養教諭	計
文学部英語文化学科	正規				1				1
	講師			1	2	1			4
文学部日本文学科	正規								0
	講師				1	4			5
文学部社会文化学科	正規				1				1
	講師				1				1
文学部児童教育学科	正規	11	8	23					42
	講師	1		17	2		1		21
栄養科学部栄養科学科	正規								0
	講師								
合 計		12	8	41	8	5	1	0	75

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	計
短期大学部幼児教育科	正規	26	3	29
	講師	14	0	14
合 計		40	3	43

○令和3年3月卒業生 教員就職状況

2021/5/1現在

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	栄養教諭	計
文学部英語文化学科	正規				1				1
	講師					1			1
文学部日本文学科	正規				2				2
	講師			1	1	1	1		4
文学部社会文化学科	正規								0
	講師			1	3				4
文学部児童教育学科	正規	11	8	42					61
	講師	3		14					17
栄養科学部栄養科学科	正規								0
	講師								
合 計		14	8	58	7	2	1	0	90

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	計
短期大学部幼児教育科	正規	30	4	34
	講師	8	1	9
合 計		38	5	43

(6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程

(趣旨)

第1条 盛岡大学学則第54条及び盛岡大学短期大学部学則第61条に基づき、本学に盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、初等・中等教育における教員の養成及び教職への就職支援並びに教職にある者への支援の充実を図ることを目的とする。

(協力体制)

第3条 前条の目的を達成するため、センターは盛岡大学及び盛岡大学短期大学部の全教員の協力を求めることができる。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 教職課程の管理運営にかかる業務

- ア 教職課程のカリキュラム編成
- イ 教育実習（介護等体験を含む。）及び教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事
- ウ 教育職員免許状に関する事
- エ 教職課程にかかる調査統計に関する事
- オ 研究誌の発行に関する事

(2) 教職支援にかかる業務

- ア 教員を希望する学生への教員養成教育にかかる業務
- イ 学生及び卒業生における教職志望者への就職支援業務
- ウ 本学を卒業した現職教員への支援事業

(3) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務

(所長)

第5条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、センターを統括し、センターを代表する。
- 3 所長は、理事長が任命する。
- 4 所長の任期は2年とする。

(副所長)

第6条 センターに副所長を置く。

- 2 副所長は、中学校・高等学校教職課程を担当する教員をもって充てる。ただし、所長が当該課程の教員である場合は、小学校・幼稚園教職課程を担当する教員をもって充てる。
- 3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を行う。
- 4 副所長は、理事長が任命する。
- 5 副所長の任期は2年とする。

(盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会)

第7条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会を置く。

- 2 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則は、別に定める。

(盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会)

第8条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会を置く。

- 2 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則は別に定める。

(審議機関)

第9条 第4条に定める業務の遂行にあたってはそれぞれ次の審議機関を置くものとする。なお、両機関とも教員養成サポートセンター専門委員会の構成員をもって運営する。

- (1) 第4条第1項第1号
教職課程委員会

(2) 第4条第1項第2号
教職支援対策委員会

(部会)

第10条 第4条に定める業務の遂行に必要と認められる場合、センター内に部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 センターの庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

なお、その事務組織は第4条第1項に基づく業務ごとに置き、分担して行うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会が発議し、大学及び短期大学の教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(7) 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則

(趣旨)

第1条 盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）は、盛岡大学教員養成サポートセンター規程第6条に基づき、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 管理委員会は、センターの業務を円滑に推進するためにセンターに関する企画の調整、推進を行うものとし、次の事項について審議する。

- (1) センターの運営に関する重要事項
- (2) 部会の設置及び廃止
- (3) その他センターに関する重要事項

(構成)

第3条 管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 文学部長、短期大学部長
 - (3) 盛岡大学教員養成サポートセンター所長及び副所長
 - (4) その他、必要により学長が委嘱する者
- 2 前項の(4)の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 管理委員会の招集は学長が行う。

- 2 会議は過半数の委員の出席により成立する。
- 3 委員長は学長が務める。

(庶務)

第5条 管理委員会の庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、管理委員会が発議し、文学部並びに短期大学部教授会の意見を徴したうえで、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（栄養科学科の教職課程（栄養教諭）認定の取下に伴う諸規程の一部改正に関する規程）
この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

(8) 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則

(趣旨)

第1条 盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）は、規程第7条に基づき、センター内に盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は次の事項を所掌する。

- (1) センターの業務の企画・計画と執行
- (2) 教職課程委員会並びに教職支援対策委員会の運営
- (3) その他、専門委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 専門委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 盛岡大学教員養成サポートセンター所長及び副所長
- (2) 大学においては教職課程を担当する者の中から学長が委嘱する者
- (3) 短期大学部においては学長から委嘱された者
- (4) その他、必要により学長が委嘱する者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員長は、盛岡大学教員養成サポートセンター所長をもって充てる。

2 副委員長は、センター副所長を充てるものとし、委員長に事故あるときはその任にあたる。

(会議)

第5条 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

(9) 盛岡大学教職課程委員会規則

(目的)

第1条 盛岡大学（以下、「大学」という）並びに盛岡大学短期大学部（以下、「短大部」という）の全学的な教職課程の管理運営に関する共通の事項を審議・立案し、教育職員免許法施行規則等の法令に則り、適正な教育的成果を得ることを目的とする。

(設置)

第2条 前項の目的を達成するため教職課程委員会（以下、「委員会」という）を、教員養成サポートセンター内に設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教員養成サポートセンター所長及び副所長
- (2) 教員養成サポートセンター専門委員会委員
- (3) その他、学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、教員養成サポートセンター所長をもって充てる。

2 副委員長は、教員養成サポートセンター副所長を充てるものとし、委員長に事故あるときはその任にあたる。

(委員会)

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事項)

第7条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 教職課程カリキュラムの編成に関する事
- (2) 教育職員免許法等の教科目に関する事
- (3) 教育実習（介護等体験を含む。）及び教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 教職課程の履修指導の企画・立案・実施に関する事
- (5) 教育職員免許状に関する事
- (6) 教職課程にかかる調査統計に関する事
- (7) 研究誌の発行に関する事
- (8) その他、教育職員免許状の取得に関し、委員会が必要と認めた事項

(大学及び短大部の連携)

第8条 委員会は、必要に応じて文学部教務委員会並びに短大部教務委員会との連絡協議等の場を持つものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教員養成サポートセンター管理委員会が発議し、各教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教員養成サポートセンターにおいて行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（栄養科学科の教職課程（栄養教諭）認定の取下に伴う諸規程の一部改正に関する規程）
この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

(10) 盛岡大学教職支援対策委員会規則

(目的)

第1条 盛岡大学（以下、「大学」という）並びに盛岡大学短期大学部（以下、「短大部」という）の全学的な教職支援に関する共通的事項を審議・立案し、支援の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前項の目的を達成するため教職支援対策委員会（以下、「委員会」という）を、教員養成サポートセンター内に設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教員養成サポートセンター所長及び副所長
- (2) 教員養成サポートセンター専門委員会委員
- (3) その他、学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、教員養成サポートセンター所長をもって充てる。

2 副委員長は、教員養成サポートセンター副所長を充てるものとし、委員長に事故あるときはその任にあたる。

(委員会)

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事項)

第7条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 教員採用試験に関する事
- (2) 教員採用試験対策講座に関する事
- (3) 学習ボランティア及び教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 教員志望の学生への教職支援に関する事
- (5) 学生及び卒業生に対する教職就職支援に関する事
- (6) 現職教員（本学卒業生）への教職支援に関する事
- (7) その他、教員採用試験に関し、委員会が必要と認めた事項

(大学・短大部共通部署との連携)

第8条 委員会は、必要に応じて地域連携センター及び就職センターとの連絡協議等の場を持つものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教員養成サポートセンター管理委員会が発議し、各教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教員養成サポートセンターにおいて行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(11) 盛岡大学教職課程履修要領

(目的)

第1条 この要領は、学則第16条第4項に基づき、教育職員免許状の取得にかかる教職課程の単位修得について必要な事項を定める。

(教職課程履修登録)

第2条 教職課程を履修するためには、教職課程ガイダンス(説明会)に必ず出席の上、希望取得免許状を登録しなければならない。なお、正当な理由なく教職課程ガイダンスを欠席した者の登録は無効となる。

2 教職課程の登録は本学所定の履修登録方法を以って行うものとする。

(教職課程履修登録訂正)

第3条 教職課程の履修登録を訂正する場合は、次の手順により行うものとする。

- (1) 当該学生は「教職課程履修登録訂正票」(様式1)を教員養成サポートセンター(以下「センター」という。)において入手する。
- (2) 学科の教職担当者の面談を受け、承認印を得る。
- (3) 当該学生は「教職課程履修登録訂正票」をセンターに提出する。
- (4) センターを経由して受理した「教職課程履修登録訂正票」により学生部教務課は教務システム上において履修登録訂正作業を行う。

(授業科目・単位数及び履修方法)

第4条 教育職員免許状の授与に必要な授業科目、単位数及び履修方法については、教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、学部並びに学科ごとに次のとおり本学が定めるものとする。

・本学が課程認定されている免許状の種類と所要単位

- ① 施行規則第66条の6に定める科目 (別表Ⅰ～Ⅳ)
- ② 領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目
- ③ 教育の基礎的理解に関する科目等
- ④ 大学が独自に設定する科目 (②～④:別表1～10)

2 教職課程を履修する者は、履修すべき授業科目の登録を自らの責任において履修登録期間内に行わなければならない。

3 小学校及び中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例に関する法律により「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験の実施承認に関する内規」の定めるところによる。

4 教育実習については「教育実習の履修の承認に関する内規」の定めるところによる。

5 教職課程を履修する者は、教職等履修カルテ対象科目の修得ごとに、「教職等履修カルテ」を作成し、4年次後期の「教職実践演習(中・高)」及び「保育・教職実践演習(幼・小)」を受講する際に、その蓄積された記録を提出しなければならない。

(教育職員免許状申請)

第5条 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請を行うことができる。

2 前項の申請は、大学が申請を行う一括申請、もしくは個人申請によるものとする。

3 一括申請については、大学が行う一括申請にかかるガイダンスに出席のうえ、所定の手続きを行うものとする。

4 個人申請については、自己の責任において都道府県教育委員会(授与権者)に申請を行うものとする。

(他の大学で履修した科目の単位の取扱い)

第6条 教育職員免許法施行規則第10条の3に基づき、他の大学で修得した教職課程の単位を本学の教職課程の科目の単位に含めることができる。

(事務主管)

第7条 教職課程に関する事務は、教員養成サポートセンター事務室が行うものとする。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、教職課程委員会で審議のうえ、教授会の承認を経て学長が決定するものとする。

附 則

この要領は平成31年4月1日に施行する。

附 則 (別表Ⅳ)

この改正要領は令和2年4月1日に施行する。

附 則 (栄養科学科の教職課程(栄養教諭)認定の取下に伴う諸規程の一部改正に関する規程ほか)

この改正要領は令和4年4月1日から施行する。

【別表省略】

(12) 盛岡大学短期大学部教職課程履修要領

(目的)

第1条 この規則は、学則第10条及び第22条に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目（以下「教職課程」という。）を履修する場合に必要な事項について定める。

(履修要件)

第2条 教職課程を履修するためには次の各号をすべて満たす必要がある。

- (1) 1年次の始めに「資格課程履修届」を盛岡大学短期大学部学生課（以下「学生課」という。）に提出しなければならない。
 - (2) 各年度当初に実施する教育実習事前・事後指導に出席していること
- 2 前項にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、履修することができない。
- (1) 教員になる意志のない者
 - (2) 学力不足、教職適性等に鑑み、教員としての資質に問題があると判断された者
 - (3) 教育実習事前・事後指導を正当な理由なく欠席した者
- 3 前項において、欠席理由として「正当な理由」と認められるものは次の各号の1とする。
- (1) 欠席届が提出され担当者が「正当な理由」と認めたもの
 - (2) 感染症報告書が提出されたもの
 - (3) 忌引届が提出されたもの
 - (4) 交通機関の遅延証明が提出されたもの

(履修登録)

第3条 教職課程の履修登録は、盛岡大学短期大学部WEBポータルシステム上で行うものとする。なお、履修登録していない科目は単位認定されない。

(履修取消)

第4条 教職課程の履修取消しようとする者は、書面を以って行うものとし次の手順により行うものとする。

- (1) 所属学科の教職科目担当教員（以下「教職担当」という。）に相談する。
- (2) 「資格課程履修辞退届」（様式1）を学生課から入手する。
- (3) 「資格課程履修辞退届」（様式1）に記入の上で、教職担当から承認印を受ける。
- (4) 承認印を受けた「資格課程履修辞退届」を学生課に提出する。
- (5) 「資格課程履修辞退届」により学生課は教務システム上の履修取消作業を行う。

(履修中止)

第5条 次に該当する学生は、教職課程の履修を中止するものとする。

- (1) 教職課程受講要件に抵触した者
- (2) 教員としての資質に問題があると判断された者、または教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者
- (3) 教員になる意志がない者

(履修科目)

第6条 教育職員免許状の授与に必要な授業科目及び単位数については、教育職員免許状及び教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めるものとする。

2 履修する者は、自らの責任において履修登録期間に、配当学年及び配当学期に履修可能な授業科目の履修登録を行わなければならない。

(教育実習)

第7条 1年次における授業科目数の80%以上を修得できなかった者は、原則として2年次の教育実習を履修することができない。

2 実習時期は次のとおりとする。

実習種類	年次	時期
幼稚園実習	1	9月（1単位）
	2	6月（3単位）

（教育職員免許状申請）

第8条 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請を行うことができる。

2 前項の申請は、本学が申請を行う一括申請によるものとする。なお、申請する者は、一括申請にかかるガイダンスに出席の上、所定の手続きを行うものとする。

（事務主管）

第9条 教職課程に関する事務は、教員養成サポートセンター事務室が行うものとする。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、教職課程委員会で審議の上、教授会で決定するものとする。

附 則

この規則は平成31年4月1日に施行する。

【様式省略】

盛岡大学・盛岡大学短期大学部教職研究投稿内規

令和元年10月1日施行
令和3年10月1日改正
教員養成サポートセンター専門委員会

I 目的

盛岡大学・盛岡大学短期大学部において教職課程に携わる教職員の研究成果や実践報告を発信・蓄積することにより、教職課程の充実と発展に寄与することを目指し、隔年で発行する。

II 投稿資格

盛岡大学・盛岡大学短期大学部教職研究に投稿できる者は、以下の者とする。

- 1 主たる著者が盛岡大学・盛岡大学短期大学部専任教員、非常勤教員、客員教授であること。
- 2 盛岡大学・盛岡大学短期大学部専任教員の推薦により、教員養成サポートセンター専門委員会の承認を経た者。

III 投稿規程

- 1 投稿論文は、学術研究論文又は教育実践報告に属するもので、未発表のものであること（ただし、口頭発表はその限りでない）。
- 2 本文は原則としてワープロを用いて和文または欧文で記載する。
- 3 和文の場合、本文はA4判用紙で16,000字程度を目安とする（図表・写真等を含む）。
欧文の場合、本文はA4判用紙にダブル・スペースで、25行打30枚程度を目安とする（図表・写真等を含む）。
- 4 注記は、後注とする。注記の形式は、原則として次のとおりとする。
 - * 1 本文には注番号のみを記載する。
 - * 2 和文論文の注番号は、(1)(2)(3)・・・のように括弧を付す。
 - * 3 欧文論文の注番号は、1. 2. 3.のように付す（括弧を付さないで数字のみ）。
 - * 4 和書の場合には、著者名・書名・出版年・引用頁を掲載。
ex. 中村政則『戦後史と象徴天皇』岩波書店、1992年、168-169頁。
 - * 5 和訳論文の場合には、著者名・題名・雑誌名・巻号・発行年月日・引用頁を記載。
ex. 中見眞理「太平洋問題調査会と日本の知識人」『思想』No.728、1985年2月号、109頁。
 - * 6 和訳書の場合も、上記* 4に準ずる。
ex. ラスキ（飯坂良明訳）『近代国家における自由』岩波書店、1951年、90頁。
 - * 7 和訳論文の場合も、上記* 5に準ずる。
ex. E・ル＝ロワ＝ラデュリー（二宮宏之訳）「歴史家の領域－歴史学と人類学の交錯」
『思想』No.728、1985年2月号、109頁。
 - * 8 縦書き原稿は、上記* 1 * 2 * 3 * 4 * 5 * 6 * 7 に準ずる。ただし、算用数字は漢数字にする。
 - * 9 外国語文献の場合は、それぞれの専門分野の慣例に従って表記する。ただし、論文内での統一を図る。
- 5 投稿論文はA4判の紙原稿と、USBフラッシュメモリー等記録媒体を添付し、別途定める期日までに教員養成サポートセンター専門委員会に提出すること。
- 6 投稿論文は、教員養成サポートセンター専門委員会による審査を経て、掲載の可否を決定する。
- 7 著者校正は再校までとする。校正段階での加筆・修正は避けること。
- 8 抜き刷りは30部まで無料とし、それを超える分は著者負担とする。
- 9 本教職研究に掲載された論文の著作権は、盛岡大学及び盛岡大学短期大学部に帰属するものとする。
- 10 その他必要事項は教員養成サポートセンター専門委員会が適宜に定める。

Ⅳ 改廃

この内規の改廃は、教員養成サポートセンター専門委員会が発議し、教員養成サポートセンター所長が行う。

Ⅴ 庶務

教職研究発行の庶務は、教員養成サポートセンター事務室が行う。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改正内規は、令和3年10月1日から施行する。